

○ 森林法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文（抜粋）  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第四条―第四条の三関係）			
事項	基	事項	基
一・二 （略）	（略）	一・二 （略）	（略）
三 植栽	(一) 方法に係るもの 満一年以上の苗（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）を、おおむね、一ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。	三 植栽	(一) 方法に係るもの 満一年以上の苗を、おおむね、一ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
注 （略）	(二)・(三) （略）	注 （略）	(二)・(三) （略）

附 則  
 この政令は、令和五年四月一日から施行する。